

深谷市クラウドファンディング利用手数料支援要綱

(目的)

第1条 この事業は、地域や社会の課題解決を図ろうとする個人、または団体、企業がクラウドファンディング（以下「CF」という。）を活用する際、市が、CF利用手数料の一部を支援することにより、市民の自主的な活動を活性化し、市民協働のまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) CF企画 CFを利用して支援を募り、実施する企画をいう。
- (2) 目標額 CF利用時にあらかじめ設定する、支援の募集金額をいう。
- (3) 達成金額 CFにより集まった支援金の総額をいう。
- (4) CF利用手数料 達成金額から算出された、CFサイト運営者に支払われるCFの利用料のことをいう。
- (5) CF企画の実施完了 計画されていたCF企画の行程のすべてが完了したことをいう。
- (6) ALL or Nothing方式 支援が目標額に達した場合のみ、達成金が獲得できる方式のことをいう。なお、支援が目標額に達しなかった場合、達成金を得ることはできないが、CF利用手数料も発生しない。

(支援対象者)

第3条 支援対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 深谷市在住の個人で、CF企画実施にあたり協力者が複数名いること
- (2) 所在地が深谷市内にある、団体または企業

2 支援対象者は、市税の滞納がない者とする。

(支援対象事業)

第4条 支援の対象となるCF企画は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 社会貢献活動であると認められるもの
- (2) 深谷市内の活性化につながるもの
- (3) CF企画実施前に、市へ相談のあったもの
- (4) 埼玉県または深谷市が、活用の促進について協定等を結んでいるCFサイト
- (5) ALL or Nothing方式で実施するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するCF企画は、対象としない。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 宗教、政治的活動に関するもの
- (3) 法令、条例に違反するもの
- (4) 暴力団等、反社会的な団体と密接な関係を有するもの
- (5) その他、市長が支援目的に適合しないと認めるもの

(支援対象経費・支援額)

第5条 支援対象となる経費は、目標額に達した際の、CF利用手数料とする。

2 支援額は、CF利用手数料額の3分の1とし、5万円を上限として、予算の範囲内において支援する。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(支援の申請)

第6条 支援を受けようとする者は、CF企画の実施完了後、30日以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 深谷市クラウドファンディング利用手数料支援申請書（様式第1号）
- (2) 申請者概要書（様式第2号）
- (3) 個人または企業においては、市税の滞納がないことを証明する書類
- (4) その他 CF企画の実施を確認できる書類等

（支援の決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたとき、その内容を審査し、支援すべきものと認めた場合、その決定の内容及びこれに付する条件を、深谷市クラウドファンディング利用手数料支援決定通知書（様式第3号）により、申請書を提出したものの（以下「申請者」とする）へ通知するものとする。

（支援金の請求）

第8条 前条の規定により、支援の決定通知を受けた申請者は、指定された期日以内に、深谷市クラウドファンディング利用手数料支援請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（支援金の交付）

第9条 市長は、深谷市クラウドファンディング利用手数料支援請求書（様式第4号）の受領後、支援金を一括払いで交付する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

この要綱は、平成28年10月19日から施行する。

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

この要綱は、平成30年7月13日から施行する。

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

この要綱は、令和3年11月11日から施行する。

この要綱は、令和5年12月25日から施行する。

(失効)

この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた申請に対する補助金の交付等についてはこの要綱の失効後も、なお従前の例による。